

平成 3 1 年

第 2 回 農業委員会総会（月例会）議案

平成 3 1 年 2 月 7 日

前橋市農業委員会

平成31年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成31年2月7日 午後1時56分
- ・閉会日時 平成31年2月7日 午後3時17分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（21名）

1 番 下田 将文	2 番 市花 宏之	3 番 矢端 晴美	4 番 奥野 和子
5 番 松島 敏男	6 番 大島 俊典	7 番 田島 悦夫	8 番 星野 和幸
9 番 小堀 清	10 番 木村 謙	11 番 関根 由彦	12 番 澁澤 聖一
13 番 坂庭 常男	14 番 北爪 きよ子	16 番 井上 隆	17 番 萩原 秀治郎
18 番 深町 富士雄	19 番 岡田 重雄	20 番 須田 一男	21 番 石村 利夫
22 番 江原 弘			

・欠席委員（3名）

15 番 青木 朱美 23 番 関口 喜弘 24 番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	
副主幹 深澤 直純	副主幹 内田 貴美	副主幹 高山 幸治	主任 篠崎 菜穂子
主任 富澤 和則	臨時職員 宮田 厚子		

・付議事件

- (1) 議案第 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 9 号 農地法の規定による許可の取消願いの取下げについて（5条）
- (3) 議案第10号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第11号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第14号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 平成30年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出の取消しについて
- (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (5) 現況証明交付状況について

青木局長	それでは、お揃いになりましたので、これより平成31年第2回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、15番 青木 朱美委員、23番 関口 喜弘委員、24番 堀越 恒弘委員の3名であります。従いまして在任委員24名中、21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町職務代理よりご挨拶をお願いいたします。
深町職務代理	◇（挨拶）
青木局長	本日、堀越会長につきましては、欠席の通告がございましたので、農業委員会規程第3条の規定により、職務代理が議長となり、会議を進めることとなりますので、深町職代よりお願いいたします。
議 長	《深町職代、議長に就任》 それでは、平成31年第2回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。1番 下田 将文委員、2番 市花 宏之委員をお願いいたします。
議 長	それでは議事に入ります。議案第8号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号1番、2番、NPO法人の申請、農地法施行令第2条第1項第1号不許可の例外法人の権利取得。 整理番号5番、新規就農、農地法施行令第2条第3項1号の下限面積の適用除外の適用。 整理番号9番、5条申請整理番号47番と同時申請。 なお整理番号1番から8番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。9番につきましては、事務処理基準に基づいて許可の基準を満たしております。
議 長	なお、整理番号5番については、面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
8番委員 （3班班長）	現地案内図3条の5番をご覧ください。面接には本人が来られました。現在、玉村においてイチゴ栽培の研修2年目であり、認定農業者となり、2年間の研修後、申請地でイチゴ栽培を始めたいとの事です。ハウスは、連棟ハウス1棟、育苗ハウス1棟、栽培ハウス2棟を計画し、高設栽培とし、5年後1,300万円の売上を計画しているようです。直売がメインと考えるが市場出荷も考えているとの事です。申請地は自宅から、1.8km程度で、約10分の通作距離です。今後、JAの組合員となり、規模拡大も考えており、調査班としては本人の営農意欲、技術習得の努力、営農計画もある事から許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
11番委員	整理番号5番、貸人は、申請地にハウスをもっているかと思いますが。借人はハウスも借りるのですか。
深澤副主幹	貸人は以前、ハウス栽培を行なっていましたが、現在は全部取壊し更地となっています。申請人が新たにハウスを建て、計画をしたいとの事です。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。
10番委員	整理番号8番、譲渡人と譲受人の関係は。
深澤副主幹	譲受人は甥になります。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から8番を許可とし、整理番号9番については、この後審議する農地法第5条整理番号47番に関連する事案であるため、5条が許可になった場合は3条も許可、5条が保留となった場合は3条も保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 8 号・農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 8 番までを許可とし、整理番号 9 番を許可又は保留とすることに決定いたします。 次に、議案第 9 号・農地法の規定による許可の取消願いの取下げ 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹 議 長	◇（議案書・地目、面積、取下理由を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、農地法の規定による許可の取消願いの取下げ 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 10 号・農地法の規定による許可の取消し 5 条許可については、議案第 9 号で取下げが承認された申請案件であることから、議案第 10 号は審議不要とし、議案第 11 号に入ります。 議案第 11 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹 議 長	◇（議案書・地目、面積、変更内容、申請理由を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 11 号・農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 12 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 9 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
富澤主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号 1 番から 9 番は農地法第 4 条第 6 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長 9 番委員 富澤主任 議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 整理番号 8 番、申請理由の管理する農地の面積確認。 説明。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 9 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 12 号・農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 9 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 13 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 47 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号 1 番から 47 番は、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長 8 番委員	なお、整理番号 5 番、11 番、24 番、30 番、32 番、47 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 現地案内図 5 条の 5 番をご覧下さい。申請地は市立芳賀小学校から南東約 1.4 k m に位置

(3 班班長)

し、北側は上武国道、西側は畑、東側と南側は畑と宅地が混在する、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請地は作付けされていませんでした。面接には、本人と、代理人が来られました。申請人は、**渋川市**で解体業を営み、従業員数5名、売上6、7千万円の会社を営んでいます。現在利用中の資材置場が返却のため、代替地として、申請地を利用したいとの事です。近年仕事は、前橋、伊勢崎が多く交通の便もよく、適地との事です。申請地には主に作業用の車を置き、その他多少の資材を置くそうです。土地の造成は、平らにする程度で雨水は自然浸透との事です。調査班としては、必要性、被害防除対策等を考え、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の11番をご覧ください。申請地は、前橋市嶺公園管理事務所から南南西約450mに位置し、北側と東側は宅地、西側は道路を挟んで畑、南側は畑の第二種農地です。申請地は作付けされていませんでした。現在、西側の農地を一時転用で駐車場として利用しており、申請地を駐車場として利用したく申請との事です。計画、周りの状況等問題なく、調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の24番をご覧ください。申請地は、日赤病院から、北約600mに位置し、南側は道路を挟んで、診療所、北側はハウス、西側は、道路を挟んで、畑の小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現在は作付けされていませんでしたが、きれいに管理されていました。面接には、申請人と、代理人が来られました。申請人は、自動車整備業を営んでいますが、息子が後継者として入り、新規に大型トラックの整備も始める事になり、駐車場が不足なり、妻の相続した土地を駐車場として、利用したいとの事です。現在年間約200台の修理があるそうです。土地造成は、埋土を行い、砕石を入れ、道路よりも少し高くするそうです。埋土を行なうのには、市の土砂条例に該当するため関係課の許可を受けます。雨水は、自然浸透とし、外灯、フェンスの計画はないが、付ける時は農作物には、被害防除対策を取るとの事です。調査班としては、必要性、被害防除対策を考え、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の30番をご覧ください。申請地は、富士見支所から北西約670mに位置し、東側は、宅地と畑、他方向は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現在は作付けされていませんでした。面接には、行政書士の方が来られました。申請人は、道を挟んで、南東側で、鋼構造物工事業を営んでおり、今回の申請地を資材鋼材の置場として申請いたしました。会社の従業員は、7、8名で現在他に資材置場はなく、工場の回りを利用との事です。土地造成は特に行わず、雨水は自然浸透、外灯、フェンス等は計画にないそうです。調査班としては、被害防除対策が取られている事や、資材置場の必要性を考え、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の32番をご覧ください。申請地は、市立芳賀小学校から南東約400mに位置し、北側は上武国道、西側は宅地、東側と南側は、畑と宅地が混在する小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。申請地は、道路と同じくらいの高さで、大きな造成も必要なさそうである事、北側の市の土地との一帯利用することを考え、被害防除対策もとられていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の47番をご覧ください。申請地はJA前橋市本所から西約930mに位置し、東側は宅地、他方向は、畑に囲まれた農振農用地区域内の農地です。現在は、牧草が作付けされていました。面接には、申請人本人が来られました。申請地の土地利用を考え、営農型太陽光発電の申請となったそうです。売電単価32円、年間売上270～280万円の見込みだそうです。雨水は自然浸透とし、フェンスは付けないそうです。営農計画は、ブルーベリーを20本、外、蜜源植物とし、レンゲ、シロツメクサ、レモンシバム、ラズベリーの栽培を計画、蜜の採取する養蜂家も協議済みで、ブルーベリーの販売先も決めているとの事です。調査班としては、申請地での営農計画が十分な収量が見込めない事や、先行して行っている営農型太陽光発電所での営農での収量が少なすぎる点を考えると、計画が安易過ぎると考え、許可保留と考えます。

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりました、47番については審議が

	長引く様ですので、1番から46番の皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
20番委員 富澤主任	整理番号5番、返却することになった現在の資材置場の面積は、766㎡です。
20番委員 富澤主任	申請地面積が、約3倍になりますが、企業拡大する計画があるのですか。
議 長	既存とプラス規模拡大を考えています。
高山副主幹	整理番号28番、自分所有と思い使っていたとのことですが、所有者は黙認していたのですか。
議 長	宅地と、河川敷の間の細長い土地でしたので、所有者自身も何処の土地か分かっておりませんでした、詳しく調べたところ、所有者が判明し、手続きをする事になりました。
高山副主幹	整理番号36番、転用目的の確認。
議 長	詳細説明。
	その他、ご意見等ございませんか。なければ47番について（3条9番と関係有る案件）、ご意見等ございませんか。
	既存の営農耕型太陽光発電の下での営農状況が順調でない様ですが、現地確認していますか。
3班班長	既存の所も確認してきました。申請段階で注意を受け、草をかり綺麗な状態にはなっていますが、本来高い台が有り、下を、トラクターをかける様になっている訳ですが、強度不足のため筋交いを入れ綱でひっばっており、トラクターがかけられない状態です。ミョウガを栽培する予定でしたが栽培の跡もなく、確認したところ、200個くらい収穫したとの事でした。収量があったレベルではありませんでした。
6番委員	班長と同様、ミョウガを収穫し販売した様には見えませんでした。下草は最近片付けた様です。申請地の地主の姉が、現在牧草を栽培している人等状況の詳細確認に來られましたので、これからどうされるのか確認した所、以前と同様営農型太陽光との事でしたので、営農型太陽光は厳しい状況である旨の話はしました。今回の申請書の転用詳細に蜜原植物の栽培となっていますが、曖昧でどう判断するか。申請地は現在、耕作放棄地ではなく、酪農家が牧草を作っています。隣とその隣の畑三反も畑です。
議 長	暫時休憩とします。
	(※休憩)
議 長	再開します。
	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号47番を保留とし、1番から46番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第13号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号47番を保留とし、1番から46番までを許可とすることに決定いたします。
	なお、保留とした整理番号47番と、先に審議した農地法第3条整理番号9番案件については、関連がありますので、農地法第3条整理番号9番についても保留といたします。
	次に、議案第14号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
内田副主幹	◇(議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明)
	N03からN09の農地については農地売買新事業、公益財団法人群馬県農業公社の事業を利用。通常の所有権移転が譲渡所得800万円までの特別控除であるのに対して本事業を利用した所有権移転は1,500万円までの特別控除を受けることができます。N01からN09すべての農地につきまして、購入予定の農地付近に所有地がある認定農業者が移転を受けることとなります。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇(意見、質問等なし)
議 長	公社の自体は買入価格＝売渡価格ですか。
齋藤補佐	売買価格の2%、但し5万円以下は5万円、最低5万円の手数料が掛かります。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第14号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (举 手)

全員賛成でありますので、議案第14号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。

次に、協議事項（１）平成３０年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇ (資料説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（１）平成３０年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (举 手)

全員賛成でありますので、協議事項（１）平成３０年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案を決定いたします。

次に、25ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（５）までの内容は、

○農地法の規定による４条届出の取消 １件

○法第4条の届出書の受理状況 6件

○法第5条の届出書の受理状況 16件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 20件

○現況証明交付状況 3 件

です。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後 3 時 17 分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月7日

議 長

署名人

署名人